

令和 8年 3月 3日 議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第7号

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町条例第7号

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例  
の一部を改正する条例

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年  
佐用町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。